

「先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス」 対応医療機関拡大のお知らせ

住友生命保険相互会社（社長 橋本 雅博）は、2019年1月28日より、「先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス」の対応医療機関を拡大いたします。

「先進医療給付金の医療機関あて直接支払いサービス」は技術料が全額自己負担となる先進医療の中でも、とりわけ高額となる「粒子線治療」について、お客さまに安心して治療に専念していただけるよう、当社が先進医療給付金を直接医療機関にお支払いし、お客さまの一時的な経済的負担を軽減するというサービスです。

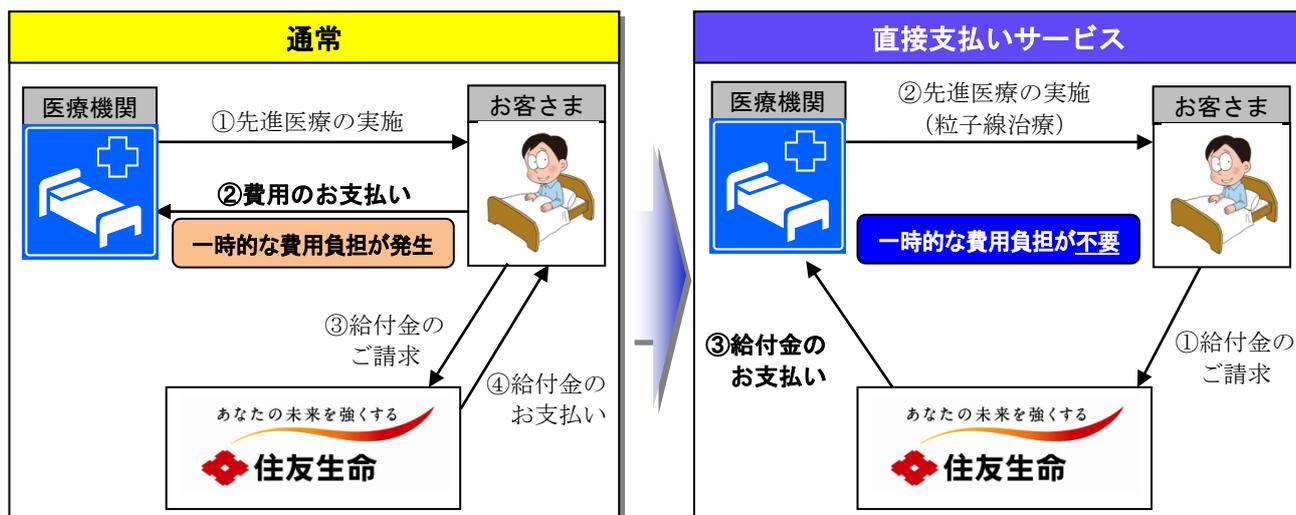
今回の対応医療機関の拡大により、日本国内で「粒子線治療」を行う19の医療機関（2019年1月28日時点）でご利用いただけるようになります。

1. 直接支払いサービス対応の医療機関

所在地	医療機関名称	治療方法	所在地	医療機関名称	治療方法
北海道 札幌市	北海道大学病院陽子線治療センター	陽子線	長野県 松本市	相澤病院陽子線治療センター	陽子線
北海道 札幌市	社会医療法人禎心会 札幌禎心会病院	陽子線	愛知県 豊橋市	成田記念陽子線センター 【今回追加】	陽子線
福島県 郡山市	一般財団法人脳神経疾患研究所附属 南東北がん陽子線治療センター	陽子線	愛知県 名古屋市	名古屋市立西部医療センター 名古屋陽子線治療センター	陽子線
群馬県 前橋市	群馬大学重粒子線医学研究センター	重粒子線 (炭素イオン線)	大阪府 大阪市	大阪陽子線クリニック	陽子線
茨城県 つくば市	筑波大学附属病院陽子線治療センター	陽子線	兵庫県 たつの市	兵庫県立粒子線医療センター	重粒子線 (炭素イオン線) ・陽子線
千葉県 柏市	国立がん研究センター東病院	陽子線	兵庫県 神戸市	兵庫県立粒子線医療センター 附属神戸陽子線センター	陽子線
千葉県 千葉市	放射線医学総合研究所病院	重粒子線 (炭素イオン線)	岡山県 津山市	岡山大学・津山中央病院共同運用 がん陽子線治療センター	陽子線
神奈川県 横浜市	神奈川県立がんセンター	重粒子線 (炭素イオン線)	佐賀県 鳥栖市	九州国際重粒子線がん治療センター	重粒子線 (炭素イオン線)
福井県 福井市	福井県立病院陽子線がん治療センター	陽子線	鹿児島県 指宿市	メディポリス国際陽子線治療センター	陽子線
静岡県 駿東郡	静岡県立静岡がんセンター	陽子線			

（2019年1月28日時点の対応医療機関につき、将来変動することがあります。）

2. 直接支払いサービスの取扱内容



3. 直接支払いサービスの取扱条件

- ・2011年4月以降に「**新先進医療特約**」にご加入のお客さまで、**本サービスの対応医療機関**（前頁記載）において**粒子線治療**を受療される場合に、直接支払いサービスの取扱いが可能です。
- ・なお、ご契約の状態等によっては取扱いができない場合があるため、必ず**粒子線治療の実施前**に当社にお問合せいただく必要があります。

*直接支払いサービスの利用は任意となりますので、お客さまが先進医療給付金をお受け取りいただく方法も選択可能です。

*当社が医療機関へお支払いするのは先進医療給付金のみとなるため、入院・手術等の治療費や検査料などについては、お客さまから医療機関にお支払いいただく必要があります。

<補足>

粒子線治療に伴う高額な経済的負担

- ・粒子線治療には、放射線の一種である**重粒子線（炭素イオン線）治療**と、**陽子線治療**の2つがあり日本国内において年間約3900件実施^{※1}されております。
- ・ただし、いずれの治療法も費用が非常に高額なため、医療機関に治療費を一旦お支払いされた後、当社に先進医療給付金をご請求いただく従来の方式では、一時的とはいえお客さまに高額な経済的負担をしていただくこととなります。

※1 2018年1月「第384回中央社会保険医療協議会総会資料」に基づく。

直接支払いサービスの取扱実績

- ・当社では、先進医療にかかわる技術料を保障する商品として、2007年4月から「先進医療特約」を、2011年4月から「新先進医療特約」を販売しております。
- ・また、2014年6月から先進医療給付金を医療機関に直接お支払いするサービスを開始しました。
- ・重粒子線治療・陽子線治療についての先進医療給付金のお支払実績は、2007年4月以降累計で**1373件**になります。そのうち、直接支払いサービスをご利用いただいたのは、累計で**345件**になります（2018年9月末現在）。

<参考>

1. 「新先進医療特約」について

- ・先進医療とは、公的医療保険適用前の、一般の保険診療レベル（医学水準）を超える最新の診断・治療（医療技術）のうち、厚生労働大臣が定めるものです。**先進医療の技術料は全額自己負担**となります。
- ・先進医療は技術ごとに実施可能な医療機関が限られています。特に高額な技術（粒子線治療等）は治療内容が高度であるため、実施可能な医療機関は少なく交通費・宿泊費等の負担も重くなっています。
- ・よって、本特約では、先進医療の技術料を通算「2000万円」まで保障します。さらに、交通費などの諸費用への備えとして「技術料の10%」を上乗せしてお支払いします。

<「新先進医療特約」の商品内容>

先進医療給付金	
先進医療の 技術料と同額 (技術料が1円～1万円の場合は一律1万円)	通算 2,000万円

+

先進医療保障充実給付金	
先進医療給付金（上記）の 10%相当額 (1円未満の端数切上げ)	1回の療養につき 最高50万円

2. 「粒子線治療」について

- ・コピーを繰り返し増殖するがん細胞に、粒子線を照射し、その増殖を止める最新の治療法で、手術を受ける体力がない高齢の方でも受けられます。

粒子線治療の特徴	
①治療中に痛みや熱を感じない	②周囲の正常細胞をほとんど傷つけない
③照射後の傷あとがほとんど残らない	④高齢者でも受けられる
⑤社会復帰までの期間が短い	⑥早期発見では根治も可能

<<先進医療の技術料>>

重粒子線治療	陽子線治療
<small>じゅうりゅうしせん</small> 重粒子線治療 ※2	陽子線治療 ※2
技術料の平均 → 約3,149,000円 ※3	技術料の平均 → 約2,765,000円 ※3
放射線の一種である「重粒子線」を体外から照射する治療方法。「重粒子線」は通常の放射線（X線等）と比べ、がんを殺傷する力が2～3倍強く、がん細胞を狙い撃ちで照射できる治療です。	この治療は放射線の一種である「陽子線」を体外から照射する治療方法です。腫瘍が身体深くにある場合でも、的確な照射を行うことができます。

※2 治療方法等によっては先進医療に該当しないときもあります。先進医療に該当するかは主治医にご確認ください。

※3 2018年1月「第384回中央社会保険医療協議会総会資料」より。（技術料は医療機関により異なります。）

以上